

○平成22年3月まで児童手当を受給している方で、  
養育中の子どもに中学2～3年生（平成7年4月  
2日～9年4月1日生まれ）がいる場合

➡「額改定請求」の申請が必要です。

申請期限 平成22年9月30日（木）

必要な物 ①受給者の印鑑

※子どもと別居している場合は、子  
どものいる世帯全員の住民票（省  
略なしのもの）が必要です。

○対象の子どもの生計を主に維持している保護  
者が、別居している場合（単身赴任等）

➡生計を維持している保護者の住んでいる市  
町村へ子ども手当の申請を行ってください。

○対象の子どもを養育する保護者が公務員の場合

➡職場で申請を行ってください。所属先によ  
っては、市町村に申請が必要な場合もあり  
ますので、必ず職場へ確認をお願いします。

### 子ども手当制度開始に伴う申請猶予期間が あります

子ども手当は、通常申請のあった翌月から支  
給対象となります。ただし、子ども手当制度開  
始によって新たに支給対象となる認定請求と増  
額改定請求については、平成22年9月30日（木）  
までの申請猶予期間があります。

### 平成22年4月1日以降に 子どもが出生した場合、南部町に転入した場合

平成22年4月1日以降に、お子さんが出生した  
場合または手当の対象となる方が南部町へ転入  
した場合は、出生後または転入後15日以内に手  
続きを行ってください。

※申請猶予期間は適用されませんので、ご注意  
ください。

## 6月は子ども手当・児童手当の支払月です

### ■子ども手当・児童手当の支払予定日

6月10日（木）

### ■今回支給される手当

子ども手当（平成22年4～5月分）

児童手当（平成22年2～3月分）

※平成22年4月以降、新たに子ども手当の支給  
対象になった方は、認定・額改定請求後、6  
月以降に順次支払いを行います。

## 子ども手当の「<sup>げんきょう</sup>現況届」を忘れずに

子ども手当を受給している方は、毎年6月に  
現況届の提出が必要です。

この届は、毎年6月1日現在の状況を確認し、  
6月以降引き続き手当を受けられるかどうかを  
確認するためのものです。この届を提出されな  
いと、6月以降の手当を受けられなくなります  
ので、必ず手続きをお願いします。

現況届は、6月上旬までに子ども手当受給中  
の方へお届けします。

※平成22年4月以降に新たに認定請求をされた  
方は、現況届の提出は必要ありません。

## 手続きが必要になる場合があります

以下のような場合には、手続きが必要になる  
ことがありますので、お問い合わせください。

- ・他の市町村へ転出するとき
- ・出生などで養育する子どもが増えたとき
- ・子どもの養育をしなくなったとき
- ・加入する年金の種類が変わったとき
- ・受給者または子どもの  
氏名・住所が変わった  
とき



問い合わせ先／南部町役場 町民生活課 子育て支援室 電話:0859-66-3116